

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年6月15日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月から同年7月1日まで
② 昭和35年7月1日から36年8月1日まで
③ 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち申立期間①及び同社C事業所に勤務していた期間のうち申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。両申立期間に係る給料支払明細書を保管しており、勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かったので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する昭和35年6月分の給料支払明細書、A社の回答などから判断すると、申立人が同年6月15日から同社B事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該給料支払明細書の

厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

申立期間②については、申立人が保管する昭和35年7月分から同年11月分まで及び36年1月分から同年7月分までの給料支払明細書から確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、前述の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料額は全て同額であることから、給料支払明細書が無い期間についても同額の保険料が控除されていたと推認できるところ、当該額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人が保管する昭和39年10月分の給料支払明細書により、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、前述の給料支払明細書から、出勤日数は24日であることが確認できるものの、申立人の出勤期間は特定できず、A社は、「申立人

に係る給与台帳及び年金台帳が保管されておらず、申立人の出勤期間が確認できない。」と回答している上、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の退職時期に係る供述が得られないことから、申立人が申立期間に継続して勤務していたことを確認することができない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人は昭和39年10月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和39年10月25日であり、同年10月は厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③に継続して当該事業所に使用されていたことが確認できないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月25日

申立期間については、賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されているが、A社から年金事務所への賞与支払届の提出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。A社が代理として、申立を行うので、申立期間について年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、A社が提出した平成21年分の賃金台帳の写しにより確認できる厚生年金保険料の控除額から、19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 2 月 7 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして賞与支払届を提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 5 月までの期間及び平成 7 年 4 月から 8 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 5 月まで
② 平成 7 年 4 月から 8 年 2 月まで

申立期間①については、母が昭和 38 年 3 月頃に国民年金の加入手続きを行い、母が、私と母と姉の 3 人分の国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間②については、妻が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号制度の導入前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が、母親、申立人及びその姉の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、母親に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、姉についても申立期間①の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間①に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、申立期間②に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとする妻は、国民年金

の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が明確でないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることが分かった。申立期間は、自営業を営んでいた期間であり、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付書により納付していたため、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月又は同年12月、A市役所において、国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年7月1日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和53年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から60年3月まで

結婚後、妻が国民健康保険と一緒に、国民年金の加入手続を行ったはずである。私の国民年金保険料は、各区役所から送られてくる納付書で、妻が納めていた。引っ越しを何度もしているため、領収書等は残っていないが、申立期間の国民年金保険料は、間違いなく納めており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金への加入については、妻が国民健康保険と一緒に手続をして、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しており、申立人の妻に係る国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿から、昭和52年3月に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿において、職権により昭和59年11月に払い出されていることが確認でき、当該記号番号が払い出された時点では、既に申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の妻は、「夫と自分の保険料をずっと一緒に払ってきた。」と供述するのみであり、国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付状況等に関する具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。